

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年五月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年一月十一日奈良県指令高土第二八一一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年四月二十七日高土第八九四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年四月二十七日高土第三六九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市當麻元大橋方一〇五番三、一〇五番四、一〇五番五、一〇五番六、一〇五番

七及び一〇五番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市良福寺六六九番地の一

増春建設株式会社 代表取締役 増春太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市當麻元大橋方一〇五番四

下水道 葛城市當麻元大橋方一〇五番四の一部